

第 44 回農業資材審議会農薬分科会 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時： 令和 6 年 11 月 28 日（木） 13:30 ～ 15:55

場所： 農林水産省消費・安全局第 1 会議室（対面・WEB 会議形式による併催）

2 出席委員（敬称略）

有江力、梅田ゆみ、郷野智砂子、五箇公一、小西良子、櫻井裕之、夏目雅裕、平沢裕子、本田卓、水口智江可、美谷島克宏、山本幸洋、秋森吉樹、井岡智子、上島通浩、工藤由起子、木幡光範、中村純、増村健一、三浦秀樹

3 会議の概要

（1）農薬取締法第 7 条第 7 項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたフルオキサストロビンを有効成分として含む農薬の変更の登録に関し、「農薬取締法第 7 条第 7 項の農薬の変更の登録のうち、同法第 3 条第 2 項第 11 号に掲げる事項の変更（原体規格の設定）に係る意見の聴取に関する資料」（資料 3）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

質疑応答なし。

（2）農薬取締法第 39 条第 1 項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、グルホシネート及びベンジルアミノプリンを有効成分として含む農薬の新規登録並びにブロモブチド、ホセチル、メタミトロン及び MCPB エチルを有効成分として含む農薬の再評価に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取について」（資料 4－1）、「農薬の再評価に係る意見の聴取について」（資料 4－2）及び「農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について（報告）」（資料 4－3）に基づき説明し、了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 再評価では諮問が終わってから食品安全委員会で審議し、それをもとに新たな残留基準値が決まるが、再評価にどのくらいの期間がかかるのか。現行の残留基準値がいつまで使われるものなのか消費者としては気になる。

(回答) 再評価では公表文献の審査や新たな評価も導入しており、評価期間について一概にはお答えできない。再評価の趣旨は農薬の安全性をより一層向上するというもの。再評価の結果、残留基準等が見直されれば新たな基準で管理することになる。

(質問) 再評価は何年ごとに行われるのか。資料に記載の評価年は再評価した年が記載されているのか。

(回答) 再評価は登録を受けている全ての農薬について 15 年毎に評価する制度。資料には、初回に登録等した際に評価した年を記載。

(質問) 資料 4－3、6 ページ目のメタミトロンの記載について、国内評価状況が「評価中」や「評価なし」となっているが、その理由は如何。

(回答) メタミトロンの初回登録は 2002 年。当時は、作物残留基準に相当する基準等については環境省が定めていた。その後、ポジティブリスト制度の導入の際、食品安全委員会で改めて評価することとなり、現在評価を行っており「評価中」と記載。水質汚濁に係る基準は、当時、非水田農薬では設定していなかったことから「なし」と記載。今後、再評価で設定される予定。

(3) 土壤くん蒸剤の評価及び農薬使用者安全評価の暴露評価に係る補足事項について

農薬使用者部会の委員より、「土壤くん蒸剤の評価及び農薬使用者安全評価の暴露評価に係る補足事項について（報告）」（資料 5）に基づき土壤くん蒸剤の評価及び農薬使用者安全評価の暴露評価について説明し、了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 土壤くん蒸剤は許容濃度で評価するとのことであるが、許容濃度よりも強い毒性を持つ農薬は使ってはいけないということになるのか。その判定は農薬使用者安全評価部会で行うのか。

(回答) 許容濃度は、吸入毒性試験から濃度を定める。一方、使用時の気中濃度が許容濃度を超えるとリスクがあると判断し、防毒マスクを着用して許容濃度以下にまで低減する等の被害防止措置を取る。リスクの判定は農薬使用者安全評価部会で行う。

(質問) 暴露試験を行うときの試験条件の設定について教えてもらいたい。使用場所としてはビニールハウスもあれば開放的な圃場もある。

色々なシナリオを考えて試験を実施するのか。また、試験法にはガイドラインがあるのか。

(回答) 様々な適用があるなかで使用量に多寡があるので、単位面積あたり投下量が多く、暴露濃度が最も高くなると考えられる使用方法で試験を実施する。試験法については、圃場面積、試験例数等の基本的な項目についてはテストガイドラインとして通知で定めている。

(質問) 有人航空機による散布については調製時と充填時以外は暴露無視と整理しているが、キャビン付きスピードスプレーヤーはなぜ散布時を暴露無視としなかったのか。また、乗用型管理機やトラクタにもキャビン付きのものがあるが、別途、それらにも透過率を設けるのか。

(回答) 米国で類似の散布機の暴露データがあり、暴露を完全に無視できるものではないと判断。有人航空機はヘリコプターであり、操縦席とノズルが完全に分離しており操縦席に散布液が掛かることはない。暴露は無視できると整理。その他のキャビン付き散布機については、暴露データがあり、必要があれば、今後検討する余地があると考えている。

(質問) 風が強いときには農場から農薬が出てしまうというリスクを考える必要はないのか。基本として風がある時に使えないなどの条件があるものなのか。

(回答) 農薬を散布する際は、圃場が道路や住宅地に近い場合もあるので、通行人の少ない時間帯、風が弱い時間帯に散布することで、車、住民、隣の圃場へのドリフトを防止するよう現場で指導しているところ。

(質問) スピードスプレーヤーの普及状況は令和4年に1500台で、そのうち200台がキャビン付きとあるが、今後キャビン付きスピードスプレーヤーを農家に推奨する方針を出されているのか。

(回答) 果樹の樹高が低い場合などキャビン付きスピードスプレーヤーが入れない場合もある。それぞれの農家の事情もあること、また、高価であることもあり、推奨することまでは考えていない。

(4) 農薬取締法の施行状況について

農薬取締法の施行状況について、「農薬取締法の施行状況について」(資料6)に基づきこれまで取り組んだ事項、課題及び今後の対応方向(案)について説明。今後の対応方向(案)に基づいて対応することについて了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

○再評価の導入(8条)について

- (意見) 再評価期間の長期化について、メーカーの立場として計画的な農薬の開発、イノベーションの実装に支障がでており強く懸念。制度導入の準備、体制が不十分だったと考えざるを得ない。評価を円滑に進めることができるよう具体的かつ効率的な審査体制の構築を進めてほしい。
- (意見) 生産現場からは、新規登録や登録拡大に支障をきたしているとの意見がある。速やかな審査をお願いしたい。
- (意見) できるだけ早く評価をしてほしい。マンパワーが足りないなら専門の部会を設けるなり、スピード感をもって対応してほしい。
- (意見) 再評価のスピードが上がらないことが心配。2周、3周と続くのだから、専門の組織を作って話し合い、より効率化を図る取組を期待。
- (意見) 再評価は生物多様性保全の観点から農薬を管理することも視野に入れるべきであり、省庁間や環境省内の部署間での連携強化が必須。また、広い視野をもった評価委員の選定が必要。
- (意見) 最新の科学に基づいた評価制度となるように検討委員会等を立ち上げて進めていっていただきたい。
- (回答) 再評価ではこれまでより多くの試験データや公表文献などを活用し専門家のご意見を聞きながら丁寧に審査を進めており、審議に時間を要していることについてはご理解いただきたい。再評価については、審査等のノウハウを蓄積し、円滑に進めていきたい。また、生産現場への影響について、農薬は生産現場で問題となる病虫害防除の目的で使用するものであるので、防除現場のニーズに応じた農薬を安全かつ安定的に供給していく観点で今後もしっかり取り組んで参りたい。いずれにしても再評価は科学的かつ円滑に進めることが重要であり、今後、資料の対応方向に従い、改善すべきところを具体化したい。検討状況についてはその時々で当分科会に報告したい。
- (意見) 再評価制度が始まって、適用がなくなるものも増えてきて現場としては困っている状況であるが、将来的には、法改正を振り返ってのメリットについても説明がほしい。
- (回答) 再評価は安全性を一層向上させるという目的であり制度の意義は変わるものではないが、今回の議論に限らず必要な事項については、その時々でご議論いただきたいと考えている。
- (意見) 再評価によって、使える農薬が徐々に少なくなっており、防除体系に穴があかないよう優先審査の制度で対応できるような運用をお願いしたい。
- (回答) 優先審査は、防除の現場の実態を踏まえて対応することが主旨。適切に対応したい。

- (意見) 今後の対応方法の例として農薬の複合暴露について記載があるが、医薬品では、単一成分の影響を見るのが基本。また、周辺住民への影響評価について、現状、農薬使用者安全評価部会では、一定期間立ち入らないようにといった注意事項での対応はしているが、これに特化した部会を作るとなると再評価に更に時間がかかることが懸念される。
- (回答) 国際的に議論がなされているものを例として記載。我が国において評価に落とし込むのか、指導に落とし込むのかについては委員の意見も聞きながら今後検討したい。
- (意見) 作業者暴露試験については、使用者暴露評価の補足事項、暴露シナリオにない使用方法、キャビン付きスピードスプレーヤの評価方法等、順次整備されてきている。再評価が始まっている中で変更や新設が行われており、公平な取扱いに注意してほしい。新しい試験については事前に使用場面を十分に考慮して試験実施方法や評価方法を確立するとともに、試験を受けてくれる試験施設があるのか等検討を慎重に行い、計画的に導入することが必要ではないか。
- (質問) 再評価の審査の効率化という観点で、再評価において公表文献の情報提供のタイミングはどうなっているのか。
- (回答) 申請者が申請前に公表文献を収集し、申請後に農水省が収集された文献を確認するほか、リスク評価機関等に送付する前に専門家からも情報提供を受け付ける仕組みがある。また、リスク評価機関でも専門家が必要に応じて公表文献を評価に供する。さらにリスク評価の過程で実施されるパブリックコメントでも情報提供を受けることができる枠組みとなっている。

○情報発信について（情報の公表（14 条）等）

- (意見) 農林水産省としてより積極的に正確な情報の発信をお願いしたい。リスク評価自体がどういったものか基本的なことが十分に周知されていない。情報を分かりやすく伝えるようにリスクコミュニケーションをしっかりとしてほしい。現在 SNS やインターネットを通じて間違った情報が拡散するので、農林水産省においてファクトチェックを主体的に行っていただきたい。
- (意見) 農薬や添加物の情報の発信は、すればするほど誤解が生まれる。農薬の悪いイメージの誤解を解くようなリスクコミュニケーションをお願いしたい。
- (意見) 情報発信については、生物多様性や環境的な分野においても考慮していく必要がある。
- (意見) 農業は人口減、高齢化に直面しており、農薬なしで農業をすることは困難。社会的な背景を含め農薬は農業持続の基盤であることを農

林水産省としてしっかり伝えることが重要。行政として今後の農業生産の未来をどう考えるか総合的に議論することが必要。

(意見) みどりの食料システム戦略で、化学農薬を 50 % 低減と書いてある。

これでは、一般の人はやっぱり農薬は危険なのだと受け取る。リスク換算での低減ということが一般に正確に伝わっていないので、農薬は悪いもの、農薬を単純に減らそうという考えになってしまう。リスクとベネフィットを示すような包括的な発信も考えてほしい。

(回答) 情報発信は重要と認識。今ホームページに掲載している Q&A のほかにもコンテンツを充実させ、あらゆるツールを使って情報発信に努めたい。農薬部局としてやれることは全力で取り組んでまいりたい。

(意見) 正しい情報は公が出しているということを消費者は気が付いていないし、見に行っても分かりづらい。消費者としては分かりやすい情報を出すようにしてほしい。

(回答) 正しい情報を取りに行ったときに分かりづらいという御意見、改善して参りたい。今後、分かりづらいところや、具体的な改善点など教えていただきたい。

○農薬の表示（16 条）について

(意見) ピクトグラムや二次元コードの表示の推奨はよい取組と思うが、いまだに FRAC や IRAC 等の RAC 分類コードの表示が分かりやすく統一されていないと感じている。外国人労働者の使用を前提とすると分かりやすく書いてある方が使いやすいと思う。

(意見) 外国人労働者や経験の浅い人も農薬散布に従事している。ピクトグラムや表示に関しては分かりやすくしてほしい。

(意見) 使用方法の情報量が非常に多くなっており QR コード等を利用するなどにより多言語で示すことなどできないか。

(回答) 農薬の表示要領において、RAC 分類コードについては農薬の種類名の近くに記載することを推奨している。義務化については今後の検討課題。外国人労働者等への対応の重要性については理解。今後現場の実態を踏まえ、表示や現場の適正指導のあり方について、関係者のご意見を伺い検討したい。

○農業資材審議会への意見聴取（39 条）について

(質問) これまで農業資材審議会に意見を聴く仕組みではなかったとの記載があるが、具体的にはどういうことか。

(回答) 従前は、農林水産大臣が登録する前に、厚生労働省、環境省、内閣府の審議会に意見を聴く仕組みだったが、法改正により、農薬使用者の安全評価や原体規格の評価等が導入され、農林水産省の審議会

でも意見を聴くことになったもの。登録前に各審議会の意見を聴いたうえで農業資材審議会農薬分科会で登録の可否等を判断するという流れになる。

(質問) 生物農薬は食品安全委員会にかからないと思う。この記載でよいのか。化学農薬と生物農薬では通過する審議会が異なるということを経験でも明確にしたほうがよいのではないか。

(回答) ご指摘を踏まえ、誤解のないよう修正させていただきたい。

○GLP 適合性確認の枠組みについて

(意見) FAMIC で GLP の査察を行い、試験の信頼性を担保しているとあるが、昔のように動物試験を沢山やって評価する時代ではなくなってきており、試験法の見直しにも真摯に取り組む必要。試験法自体の品質を上げる必要性を農林水産省としても言っていないといけないと感じている。

○みどりの食料システム戦略への対応について

(意見) みどりの食料システム戦略に書いているとおり、リスクのより低い化学農薬を推進していくのなら、リスクのより低い化学農薬の登録が推進されるきっかけとなるよう、農薬取締法に盛り込むことはできないか。

(回答) 現行の優先審査の取組の中でも進められるものとする。

○その他

(意見) 今後の進め方はどうなるのか。

(回答) 今回は、全体の今後の対応方向を資料に記載させていただいたところ。今後、具体化していく中で、タイミングをみて本審議会において先生方の御意見をいただきたいと思いますと考えている。

(以上)